

中 央 市 第2次障がい者計画

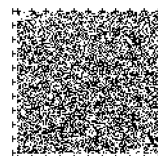
(平成 29 年度～平成 35 年度)

概 要 版

障がいのある人もない人もお互いに理解を深め、
ささえあいの地域の中で、
その人らしくいきいきと暮らすことができる社会の実現

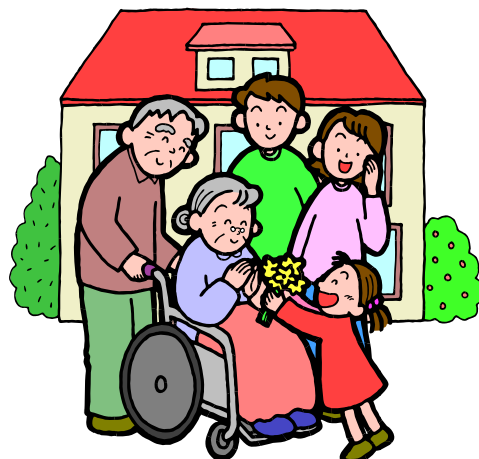


平成 29 年 3 月
中 央 市



1 計画策定の趣旨

近年における本市の障害者手帳所持者数は微減傾向で、平成 27 年度末の障がいのある市民は 1,587 人（重複あり）と、総人口に占める割合は 5.1%で、国の平均を若干下回っています。人数的には増加していないものの、新たに発達障がいや難病の人が障がい福祉サービスの対象となるなど、複雑化・多様化する障がい福祉に関するニーズへの適切な対応が求められています。

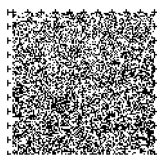


このような状況の中、国では、『障害者基本法』の改正、『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）』、『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）』の施行など、障がいのある人をめぐる法制度を大きく変革させてきました。

本市では、平成 19 年度に策定した「障害者計画・障害福祉計画」、平成 27 年度に策定した「第 4 期 中央市障がい福祉計画」に沿って、障がい者を支援するための施策を行ってきました。今回、社会情勢の変化や障がいのある人のニーズに対応するため、新たに「第 2 次中央市障がい者計画」を策定しました。

＜障がい者制度改革の動向＞

	（国の動向）	（中央市の主な動き）
平成 18 年	「障害者自立支援法」施行	●中央市誕生
19 年	「障害者の権利に関する条約」に署名	●中央市障害者計画・障害福祉計画策定
20 年		●中央市発達障害児(者)等生活支援事業開始 ●中央市障害児(者)地域活動支援センター事業開始
21 年		●中央市第 2 期障害福祉計画策定 ●中央市地域生活支援事業開始
22 年	「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」閣議決定	
23 年	「障害者基本法」改正	
24 年	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」施行	●中央市第 3 期障害福祉計画策定 ●中央市障害者日常生活用具給付事業開始 ●中央市・昭和町障がい者相談支援センター開設 ●中央市・昭和町障がい者虐待防止センター開設 ●中央市・昭和町自立支援協議会の設置
25 年	「障害者総合支援法」施行	
26 年	「障害者の権利に関する条約」批准	
27 年		●中央市第 4 期障がい福祉計画策定 ●手話通訳者を福祉課に配置
28 年	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」施行 「障害者雇用促進法」一部改正	●障害者(児)施設入浴サービス事業開始 ●ヘルプカード配布事業開始
29 年		●中央市第 2 次障がい者計画策定



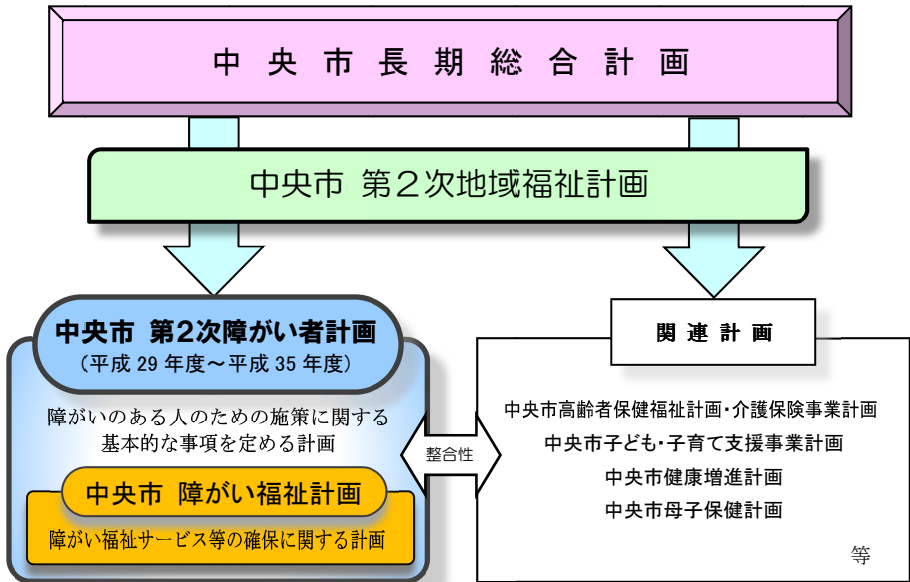
2 計画の性格・位置づけ

中央市の障がい者施策 及び 障がい者福祉サービスに関係する主要な行政計画として、「障がい者計画」と「障がい福祉計画」の2つがあります。

「障がい者計画」は、『障害者基本法』第 11 条第3項に基づき、障がい者施策の基本方向を総合的かつ体系的に定める計画です。

これに対し「障がい福祉計画」は、『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）』第 88 条に基づき障がい福祉サービス、相談支援 及び 地域生活支援事業の提供体制の確保について、具体的なサービス量等を定めている事業計画で、ともに中央市の最上位計画である「中央市長期総合計画」をはじめ、「中央市 第2次地域福祉計画」等の関連計画との整合性を保ちます。

< 計画の位置づけ >

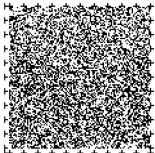


3 計画の期間

「中央市 第2次障がい者計画」の計画期間は、平成 29 年度～平成 35 年度の7年間とします。ただし、計画期間内に、障がいのある人を取り巻く環境に大きな変化が生じた場合は、その都度計画を見直すこととします。

< 計画の期間 >

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度	平成 38 年度
障がい者計画 (H19～H28)		第2次障がい者計画(平成29年度～平成35年度)							第3次障がい者計画 (H36～)		
第4期 障がい福祉計画		第5期 障がい福祉計画		第6期 障がい福祉計画		第7期 障がい福祉計画					



4 計画の基本理念と基本目標

近年、障害者基本法の改正や新たな関連法の施行及び制度改革に伴い、障がい者を取り巻く環境は大きく変化し、各種障がい福祉サービスの利用者が大幅に増加したり、障がいのある人の地域生活への移行が進められています。

このような状況のなか、障がいのある人やその家族が抱えている不安や心配ごとを取り除き、住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを推進していくために、本計画では

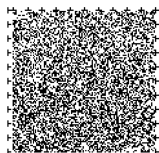
「障がいのある人もない人もお互いに理解を深め、
ささえあいの地域の中で、
その人らしくいきいきと暮らすことができる社会の実現」

を基本理念として掲げ、その実現に向けて、以下の3項目を基本目標とします。

基本目標Ⅰ **ともに尊重しあい、ささえあいによる地域づくり**
(広報・啓発 / 福祉教育 / 人権尊重・差別解消 / 福祉活動)

基本目標Ⅱ **自分らしく学び、働き、社会に参加できる環境づくり**
(療育／保育／教育 / 就労支援 / 社会参加)

基本目標Ⅲ **誰もが安心して、住み慣れた地域で暮らせるまちづくり**
(保健・医療 / 福祉サービス / 地域生活支援 / 生活環境 / 防災・防犯)



5 基本計画

基本目標Ⅰ ともに尊重しあい、ささえあいによる地域づくり

(広報・啓発 / 福祉教育 / 人権尊重・差別解消 / 福祉活動)

障がいのある人もない人も、ともに社会の一員として地域で生活していくためには、お互いに理解を深め、相互に人格と個性を尊重しあうことが必要です。そのため、様々な媒体等を活用した障がい理解の啓発・広報活動はもとより、障がいのある人とない人が交流する機会を拡充することで、ノーマライゼーションの考え方や思いやりの気持ちが育つ福祉教育を、子どもの頃から推進していきます。

また、地域住民の一人ひとりによる助けあいだけでなく、地域として障がいのある人をささえられるように、行政、障がい福祉サービス事業所、中央市社会福祉協議会、ボランティア、NPO、その他関係団体などが連携し、地域が一体的に支援していける体制を整えていきます。

(1)障がいのある人とない人の相互理解の促進

- ①障がいに対する理解を深めるための啓発活動の推進
- ②子どもの頃からの福祉教育の推進
- ③地域での福祉教育の推進



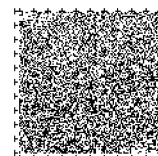
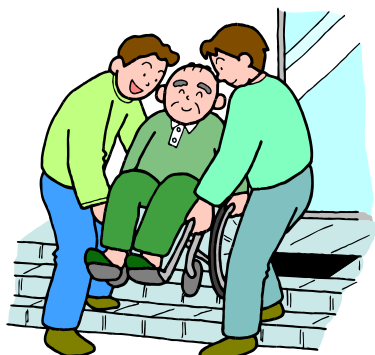
(2)差別解消及び権利擁護の推進

- ①差別の解消
- ②虐待の防止
- ③権利擁護の推進



(3)協働体制の整備

- ①当事者活動の支援と障がいのある人の親への支援
- ②交流事業の推進
- ③ボランティア活動の育成と支援



基本目標Ⅱ 自分らしく学び、働き、社会に参加できる環境づくり

(療育／保育／教育 ／ 就労支援 ／ 社会参加)

障がいの有無にかかわらず、子どもの健やかな成長には適切な療育・保育・教育を受けることが必要不可欠です。そのため、障がいがあっても、子どもとその親が安心できるよう、一人ひとりの特性やニーズに応じた質の高い療育・保育・教育を提供できる体制を整えていきます。

また、障がいのある人が地域での自立生活を営む中で、就労によって経済的に自立することや、スポーツ・文化芸術活動をはじめとする様々な社会活動に参加して生きがいを見出すことの意義は極めて大きいものです。そのため、障がいのある人が、本人のもてる能力や可能性を最大限に活用して、地域の中でその人らしい社会生活を営むことができるよう、就労支援や社会参加のための環境整備を図っていきます。

(1)療育・保育・教育における支援の充実

- ①早期療育の推進
- ②障がい児保育の推進
- ③個々の状況に応じた適切な学習指導の推進
- ④障がいに応じた適切な療育・教育の充実
- ⑤就学期における教育の推進
- ⑥発達障がい児支援の充実



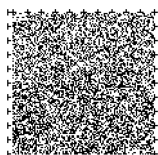
(2)雇用・就労及び経済的自立への支援の充実

- ①一般企業への就職に向けた支援
- ②公共機関での障がい者雇用の推進
- ③福祉的就労の充実



(3)社会参加への支援の充実

- ①社会活動、余暇活動に関する情報の提供
- ②生涯学習・文化活動の推進
- ③スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ④選挙権の行使に関する支援



基本目標Ⅲ 誰もが安心して、住み慣れた地域で暮らせるまちづくり

(保健・医療 / 福祉サービス / 地域生活支援 / 生活環境 / 防災・防犯)

障がいのある人が住み慣れた地域で、安心して生活を継続していくためには、障がいの状態の悪化を防ぎ、持っている能力の維持・向上が図れる保健・医療体制や、在宅での生活を支援するための充実した障がい福祉サービスの提供体制が必要です。そのため、障がいの重症化の軽減、早期発見・治療のための保健・医療サービスの適切な提供を図るとともに、在宅福祉サービスの充実はもちろんのこと、障がいのある人を取りまく医療・保健・教育分野などの多くの関係機関の連携による相談体制や支援体制を充実していきます。

また、公共施設等のユニバーサルデザイン化への促進を継続し、障がいのある人を含めたすべての地域住民が住みやすいまちづくりを進めるとともに、災害等の緊急時に障がいのある人が適切に避難できるよう、自治会や民生委員児童委員等の地域の関係者と協力連携して、地域における自主防災組織づくりを進めます。



(1)保健・医療の充実

- ①ライフステージに応じた健康教育・健康相談等の実施
- ②ライフステージに応じた健診（検診）の実施
- ③地域医療体制の整備

(2)障がいのある人の自立した生活をささえるサービスの充実

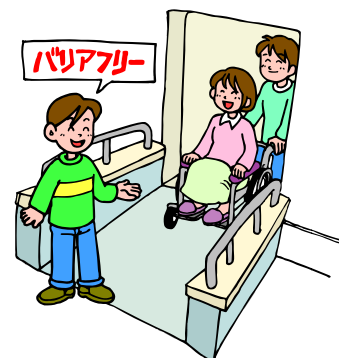
- ①相談支援における適切なケアマネジメントの推進
- ②質の高いサービス提供に向けた支援
- ③経済的支援の充実
- ④難病患者の在宅福祉サービスの推進
- ⑤移動手段の確保と移動・外出の支援の充実
- ⑥コミュニケーション支援の充実

(3)入所者・入院者の地域生活への移行の推進

- ①情報提供の充実
- ②相談体制の強化
- ③広域的な連携による居住の場の整備

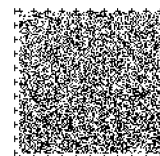
(4)ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

- ①住宅のユニバーサルデザイン化の支援
- ②公共的施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の促進
- ③民間施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の促進
- ④道路のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の促進



(5)安心・安全の確保

- ①防犯対策の充実
- ②緊急・災害時に向けた支援体制の整備
- ③防災対策の充実



6 計画の推進に向けて

1 計画の周知・啓発

計画の趣旨や基本理念、基本目標、主要施策などについて、広報紙、市のホームページ、ガイドブックなどを通して周知します。

2 推進体制の構築

障がい者施策は、福祉・保健・医療・保育・教育・就労・生活環境等多くの分野にまたがっており、障がいの特性やライフステージに応じたきめ細かで一貫したサービスを提供していくためには関係機関が連携し、総合的な取り組みを実践していく必要があります。

行政による対応だけでなく、市民をはじめ、障がい者団体、ボランティア団体、NPO法人、中央市社会福祉協議会などの多くの地域関係団体・機関の参加と行動が不可欠です。それらの関係団体・機関と相互に連携を図り、計画の推進に努めます。

3 計画の点検・評価

本計画の着実な実行に努めるため、PDCAマネジメントサイクルに基づき、計画の進捗管理・進捗についての評価を適宜行います。



中央市 第2次障がい者計画（概要版）

発行／中央市 福祉課

〒409-3893 山梨県中央市成島 2266 番地（玉穂庁舎）

TEL 055-274-8544 / FAX 055-274-1124

e-mail fukushi@city.chuo.yamanashi.jp

lg-fukushi@city.yamanashi-chuo.lg.jp

